

平成23年第361回矢吹町議会定例会

議事日程(第2号)

平成23年3月14日(月曜日)午前10時開議

日程第1 議事日程の変更について

日程第2 町政報告

日程第3 報告第1号 専決処分の報告について(専決第1号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び同組合規約の変更について)

日程第4 議案の上程

議案第4号・第5号・第6号・第7号・第8号・第9号・第10号・第11号・第12号
第13号・第14号・第15号・第16号・第17号・第18号・第19号・第20号
第21号・第22号・第23号・第24号・第25号・第26号・第27号・第28号
第29号・第30号・第31号・第32号・第33号・第34号・第35号・第36号
(町長理由説明のみ)

日程第5 議案・請願・陳情の付託の省略

議案第4号・第5号・第6号・第7号・第8号・第9号・第10号・第11号・第12号
第13号・第14号・第15号・第16号・第17号・第18号・第19号・第20号
第21号・第22号・第23号・第24号・第25号・第26号・第27号・第28号
第29号・第30号・第31号・第32号・第33号・第34号・第35号・第36号
請願第1号
陳情第1号

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(15名)

1番	青	山	英	樹	君	2番	竹	元	孝	夫	君
3番	鈴	木	隆	司	君	4番	鈴	木	一	夫	君
5番	藤	井	精	七	君	6番	棚	木	良	一	君
7番	大	木	義	正	君	8番	角	田	秀	明	君
9番	熊	田		宏	君	10番	永	沼	義	和	君
11番	諸	根	重	男	君	12番	遠	藤		守	君

13番 根本 信雄 君 15番 栗崎 千代松 君

16番 柏村 栄 君

欠席議員（1名）

14番 吉田 伸 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 野崎 吉郎 君 教 育 長 栗 林 正 樹 君

代表監査委員 佐 藤 昇 一 君 企画経営課長 圓 谷 誠 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 坂 路 寿 紀 主 幹 兼
局 長 補 佐 水 戸 邦 夫
兼 次 長

◎開議の宣告

○議長（柏村 栄君） 皆さん、おはようございます。

開会初日は、休議の後、東北関東大震災の影響から、緊急に、散会宣告をすることなく議会中断となりましたこと、深くおわびを申し上げたいと思います。

被災復旧の慌ただしい中、ご参集いただきありがとうございました。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

会議に先立ち報告いたします。9番、熊田宏君が欠席です。14番、吉田伸君からも欠席をする旨の届け出がありました。

(午前10時00分)

◎議事日程の変更

○議長（柏村 栄君） それでは、日程に入ります。

日程第1 議事日程の変更について議題といたします。

本日の議事日程の変更については、去る3月11日の本会議開会中に起きた地震によって中断した議事日程の未了と、被災は甚大で、今定例会期間中は、町民と一丸となって被害対策に従事する必要があることから、今定例会の議事日程の大幅な変更について議会運営委員会において審議されておりますので、その審議結果について報告を求めます。

議会運営委員長、12番、遠藤守君。

[12番 遠藤 守君登壇]

○12番（遠藤 守君） 議場の皆さん、おはようございます。

直ちに報告させていただきます。

ただいま議長から報告があったとおり、このたびの地震災害対策のため、職員が町民と一丸となって、今災害復旧作業に取り組んでおり、さらに今後も昼夜を問わず取り組む必要があることから、今定例会の一般質問は取りやめ、さらに委員会の付託を省略するものとし、本日の第4日目、3月14日月曜日は、開会初日に未了となりました町政の報告を受けた後、専決処分の報告1件を全体審議として採決し、日程第4で議案第4号から第36号までを一括上程して、町長から提案理由の説明を受け、日程第5で議案第4号から第36号まで及び請願第1号、陳情第1号については、いずれも委員会への付託の省略についてお諮りいたします。

○議長（柏村 栄君） それでは、暫時休議して避難してください。

(午前10時04分)

○議長（柏村 栄君） それでは、再開いたします。

(午前10時07分)

〔12番 遠藤 守君登壇〕

○12番（遠藤 守君） 次に、第5日目の15日から第11日目の21日までは、地震災害復旧のためいずれも休会といたします。最終日となります第12日目の22日火曜日は午前10時から本会議を開き、議案33件、請願1件、陳情1件の審議、採決を行います。会期中に追加議案等があれば、その時点において議会運営委員会を開き、その対応について協議することといたします。

なお、今定例会による議事日程の変更については、皆さんのお手元に配付した議事日程のとおり協議が成立しましたので、現状を推察の上、皆様のご協力をお願いする次第でございます。

どうかご協力のほどよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（柏村 栄君） お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長の報告のとおり、議事日程の変更をいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議事日程をお手元に配付のとおり変更することに決定いたしました。

◎町政報告

○議長（柏村 栄君） 日程第2、これより初日に中断となりました施政方針を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 改めまして、議場の皆さん、おはようございます。

初めに、11日発生の地震により被害に遭われた町民の皆様に対し、心よりお見舞い申し上げるとともに、お亡くなりになられた全国の皆様に対しましても、衷心より哀悼の意を申し上げ、施政方針を続けさせていただきまします。なお、説明については、こういった事情を勘案しまして、大分はしよった内容になりますけれども、議員の皆様にご理解いただきたいというふうに思っております。

初めに、予算の概要についてであります。一般会計におきましては、前年度比13.8%増の67億9,000万円、上水道事業会計を除く各会計総額では、前年度比7.5%増の106億637万円となりました。内容の詳細につきましては、お手元に配付させていただいた当初予算書並びに説明書のとおりでございます。

次に、平成23年度行財政改革の方向性につきましては、資料記載のとおりとなっております。

終わりになりますが、平成23年度は、まちづくり総合計画後期基本計画のスタートの年であります。当該計画に位置づけた事務事業を着実に推進し、「みんなで支え創造する私のふるさと さわやかな田園のまち・やぶき」を目に見える形で実現していく覚悟でございます。議会議員の皆様におかれましても、変わらぬご指導、ご協力をお願い申し上げるとともに、町民の皆様にも町政に対するご理解、ご協力をお願い申し上げます。

最後に、平成23年度当初予算につきましては、何とぞ原案どおりご承認いただけることをお願い申し上げますとともに、今回の震災復旧作業につきましても、議員の皆様の特段のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

甚だ簡単ではありますが、施政方針とさせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（柏村 栄君） 以上で、町政報告及び施政方針は終了いたします。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（柏村 栄君） 日程第3、これより報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明申し上げます。

報告第1号 専決処分の報告についてであります。本件は福島地方広域行政事務組合が解散することに伴い、福島県市町村総合事務組合を脱退することによるものであります。

本件については、地方自治法の規定により専決処分事項に指定されているため、報告するものであります。

以上であります。

○議長（柏村 栄君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

報告第1号 専決処分報告については、地方自治法第180条第2項による報告のため、討論を省略し、報告のみとさせていただきます。

◎議案の上程、説明（議案第4号～議案第36号）

○議長（柏村 栄君） 日程第4、これより議案の上程を行います。

議案第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第17号、第18号、第19号、第20号、第21号、第22号、第23号、第24号、第25号、第26号、第27号、第28号、第29号、第30号、第31号、第32号、第33号、第34号、第35号、第36号を一括して議題といたします。

事務局長に議案のみ朗読させます。

なお、朗読は議案名のみとさせていただきますのでご了承願ひます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） 提案理由の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

初めに、議案第4号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

の一部を改正する条例についてであります。本案は、上位法が改正され、一定の要件を満たす非常勤職員も育児休業及び部分休業が取得できることとなるため、関係する職員の育児休業等に関する条例について所要の改正をするものであります。

なお、職員の育児休業等に関する条例については、昨年11月の臨時会で可決された職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例においても非常勤職員に関する文言を追加する必要が生じたため、あわせて職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についても、所要の改正をするものであります。

次に、議案第5号 語学指導を行う外国青年の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、政府によるジェットプログラムのあり方を考える検討会において、語学指導を行う外国青年は外国語教育の補助を行うという特定の学識経験を要する職であり、また補助的な業務を担当し、1年という任期の定めがある職であることから、地方公務員法に基づく特別職の臨時非常勤職員としての任用が適当であるとの検討結果が示されましたので、これまで給与として支給していたものを報酬と改めるものであります。

次に、議案第6号 矢吹町税条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、個人町民税の納期前納付に対する前納報奨金の交付制度について廃止するものであります。この制度は、税収の早期確保や納税者の納税意欲の高揚を図ることを目的に創設され、創設当初は納税者の多くが農業などの自営業者でありましたが、約50年が経過する中、納税者の半数以上が給与または年金からの特別徴収となり、前納報奨金が適用されないなどの不公平感が生じております。このようなことから、平成23年度課税分から本制度を廃止するものであります。

なお、廃止に当たりましては、町広報紙や納税通知書発送時に十分に周知してまいります。

次に、議案第7号 矢吹町就学指導審議会条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、上位法の法律名及び文言の改正を受け、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第8号 矢吹町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、矢吹町国民健康保険条例の出産育児一時金に関して改正するものであります。内容としては、平成21年10月から平成23年3月までの間、暫定措置として35万円に4万円上乗せした39万円で支給されていましたが、平成23年4月より支給額を39万円で恒久化する条例改正案であります。

なお、産科医療保険制度に加入している医療機関で出産した場合に加算される3万円と合わせますと、42万円が支給されることとなります。

次に、議案第9号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。国民健康保険法施行令の改正を受け、国民健康保険税のうち医療分課税額に係る賦課限度額を現行の50万円から51万円に、後期高齢者支援金分課税額に係る課税限度額を現行の13万から14万円に、介護分課税額に係る課税限度額を現行の10万円から12万円に引き上げるものであります。本改正案につきましては、2月28日に矢吹町国民健康保険運営審議会に諮問し、同日付で原案どおり答申を受けております。

次に、議案第10号 矢吹町企業立地促進条例の一部を改正する条例についてであります。本案は矢吹町に立地を希望する企業が既存施設を取得し操業を開始する場合においても奨励金の交付対象とするようにし、さらには誘致企業に対して交付する奨励金の交付期間を1年延長して3年間とし、また、奨励金の交付限度額を3億円とするための改正であります。また、雇用促進奨励金の交付対象となる従業員について、町内在住者に

限定することとする改正をあわせて行うものであります。

次に、議案第11号 矢吹町道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例についてであります。本案は、福島県道路占用料徴収条例の一部改正に伴い、当町においても県に準拠した内容で改正を行うものであり、地価の下落に合わせ、料金を減額する内容となっております。

なお、同条例の料金が、町の各種財産使用料の基礎となっていることから、関連する条例である矢吹町法定外公共物管理条例、矢吹町都市公園条例及び矢吹町行政財産使用料条例についても、条例間の整合性を保つため、料金等の改正を行うものであります。

次に、議案第12号 矢吹町道路線の認定についてであります。本案は、井戸尻・堰の上線について、道路法第8条第2項の規定により認定するものであり、堰の上工業団地へのアクセス道路の充実に図り、予定される大規模開発時に環境整備を行うことを目的に整備するものであります。

次に、議案第13号 矢吹町体育施設の指定管理者の指定についてであります。本案は、平成20年度から指定管理者制度を導入し管理運営してきた矢吹球場、町営相撲場、大池球場、大池キャンプ場の4つの体育施設について、協定期間が満了することから、平成23年度からの各施設の指定管理者の指定について提案をするものであります。指定管理者につきましては、これまでの良好な維持管理実績を考慮し、引き続き社団法人矢吹町シルバー人材センターを、矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例に基づき、非公募により指定管理者に指定するものであります。期間につきましては、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間といたし、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第14号 矢吹町勤労者体育施設指定管理者の指定であります。本案は、平成20年度から指定管理者制度を導入し管理運営してきた勤労者体育館、町民テニスコートの2つの勤労者施設について、協定期間が満了することから、平成23年度からの各施設の指定管理者の指定について提案をするものであります。指定管理者につきましては、これまでの良好な施設の維持管理実績がある社団法人矢吹町シルバー人材センターを引き続き指定管理者に指定するものであります。指定期間につきましては、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間といたし、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第15号 矢吹町集会施設の指定管理者の指定についてであります。本案は、平成18年度から5年間、各地区行政区を指定管理者として管理運営をしていただいているところでありますが、集会施設の役割や性質及び使用許可の手続等を考慮し、かつ矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき、非公募により引き続き各地区行政区を指定管理者として指定したく、議会の議決を求めるものであります。

○議長（柏村 栄君） それでは、熊田議員が出席しましたので報告いたします。

○町長（野崎吉郎君） それでは、続けさせていただきます。

次に、議案第16号 矢吹町農村公園の指定管理者の指定についてであります。本案は、平成20年度から指定管理者により管理運営してきた三城目農村公園、神田農村公園、田内農村公園の3施設の指定期間が満了することから、新たに指定管理者として指定するものであります。これまでの良好な維持管理の実績と各農村公園の利用者が主に地元住民であること、地元行政区が管理運営を行うことにより公園施設の有効利用が図られることなどから、非公募により引き続き各地区行政区を指定管理者として指定するものであります。指定期間

につきましては、平成23年4月1日からの3年間といたく、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第17号 矢吹町公園の指定管理者の指定についてであります。本案は、平成20年度から指定管理者により管理運営してきた公園9施設の指定期間が満了することから、新たに指定管理者として指定するものであります。

指定に当たりましては、大池公園、赤沢中央公園、三十三観音史跡公園の3施設については、これまでの良好な維持管理実績及び地域性等を考慮し社団法人シルバー人材センターを、また、小松公園などの街区公園についても、これまでの良好な維持管理実績と、地域住民中心の利用を目的として設置された公園であり、地域の活性化にも寄与できることから各地区行政区を、それぞれ引き続き非公募により指定管理者として指定するものであります。指定期間については、平成23年4月1日から3年間といたく、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第18号 福島県市町村総合事務組合規約の変更についてであります。本案は、福島県市町村総合事務組合より、市町村合併による市町村の構成の変化に伴い、組合議会議員の定数減並びに管理者及び副管理者の選任方法の変更など、同組合規約の現状に沿った内容に改正する旨の協議があり、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、同法に規定する議会の委任による専決処分事項に該当しないため議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第19号 白河地方広域市町村圏整備組合規約の変更についてであります。本案は、広域行政圏を取り巻く状況が大きく変化したことを受け、現在、白河地方広域市町村圏整備組合が共同処理している広域市町村圏計画の策定及び構成市町村の研修事業の事務を廃止し、組合規約を変更することについて同組合により協議があり、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第20号 平成22年度矢吹町一般会計補正予算（第5号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ3億5,261万2,000円を減額し、総額を67億913万6,000円とするとともに、繰越明許費の補正及び地方債の補正を行うものであります。

次に、議案第21号 平成22年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ6,855万9,000円を減額し、総額を20億4,901万4,000円とするものであります。

次に、議案第22号 平成22年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ797万4,000円を減額し、総額を4億7,064万9,000円とするとともに、繰越明許費の設定及び地方債の補正を行うものであります。

次に、議案第23号 平成22年度矢吹町土地造成事業特別会計補正予算（第1号）であります。本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ584万2,000円を減額し、総額を1,163万7,000円とするものであります。

次に、議案第24号 平成22年度矢吹町老人保健特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ15万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,170万9,000円とするものであります。

次に、議案第25号 平成22年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ42万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を1億7,505万4,000円と

するものであります。

次に、議案第26号 平成22年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,295万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億2,105万8,000円とするものであります。

次に、議案第27号 平成22年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ95万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,153万7,000円とするものであります。

次に、議案第28号 平成22年度矢吹町水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。本案は、既定の収益的収入について960万円を増額し、収入予算総額を4億7,763万7,000円とし、支出については、80万円を増額し、支出予算総額を4億9,726万3,000円とするものであります。

次に、議案第29号 平成23年度矢吹町一般会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ67億9,000万円とし、あわせて債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであり、平成22年度予算と比較して13.8%の増となっております。内容につきましては施政方針で申し上げましたとおりでございますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

次に、議案第30号 平成23年度矢吹町国民健康保険特別会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億1,850万7,000円とし、一時借入金及び経費の流用について定めるものであります。平成22年度当初予算と比較して、総額で約4.9%の減額となっております。

なお、本案につきましては、矢吹町国民健康保険運営協議会より答申を受けた内容となっているものであります。

次に、議案第31号 平成23年度矢吹町公共下水道事業特別会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億7,392万1,000円とし、債務負担行為、地方債及び一時借入金について定めるものであり、平成22年度当初予算額と比較して0.9%の減となっております。

次に、議案第32号 平成23年度矢吹町土地造成事業特別会計当初予算についてであります。本案は、歳入歳出の総額をそれぞれ4,040万円とし、一時借入金について定めるものであります。

次に、議案第33号 平成23年度矢吹町農業集落排水事業特別会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,783万2,000円とし、債務負担行為、地方債及び一時借入金について定めるものであり、平成22年度当初予算額と比較して、1.0%の増となっております。

次に、議案第34号 平成23年度矢吹町介護保険特別会計当初予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額を9億7,135万9,000円とし、一時借入金及び歳出予算流用について定めるものであります。

なお、本案予算は、第4期介護保険事業計画3年間の最終年度の予算であり、平成22年度と比較しますと、0.1%の増額予算となっております。

次に、議案第35号 平成23年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,435万1,000円とするものであります。

次に、議案第36号 平成23年度矢吹町水道事業会計予算についてであります。収益的収入につきましては、総額4億4,153万円を、収益的支出は、総額4億6,593万5,000円を計上しております。資本的収支については、

収入総額を4,714万9,000円、支出総額を1億8,450万5,000円とし、差し引き不足額1億3,735万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金などで補てんするものであります。

上水道事業につきましては、水道経営健全化計画に基づき、今後とも経費の軽減を図り、水道事業の使命である、安全かつおいしい水道水の安定供給に努めてまいります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。終わります。

◎議案・請願・陳情の付託の省略

○議長（柏村 栄君） 日程第5、これより議案及び請願、陳情の委員会付託の省略について議題といたします。

お諮りいたします。議案第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第17号、第18号、第19号、第20号、第21号、第22号、第23号、第24号、第25号、第26号、第27号、第28号、第29号、第30号、第31号、第32号、第33号、第34号、第35号、第36号及び請願第1号、陳情第1号については、会議規則第39条第3項の規定によって、一括して委員会付託を省略することについてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案については一括して委員会の付託を省略することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（柏村 栄君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、終了後、全員協議会を開きたいと思っておりますので、議員控室にお集まりいただきたいと思っております。

本日はまことにご苦労さまでした。

(午前10時36分)